

3—2 経営健全化支援資金（特別経営安定対策）

(1) 貸付対象者

- ア 信用保険法第2条第5項第1号から第4号まで及び第6号（セーフティネット保証1～4号及び6号）のいずれかに該当し認定を受けた者
- イ 倒産企業との間において、経常的な取引関係が存在し、当該倒産企業に対して50万円以上の回収困難な売掛金債権等を有する者
- ウ 危機関連保証制度要綱（平成29・10・23中庁第1号）に定める危機関連保証を利用する者
- エ 次の（ア）、（イ）、（ウ）いずれかに該当する「経済の変動等に伴い、事業活動に著しい支障を生じている者」
- （ア） 急激な為替相場の変動の影響に伴う経営環境の悪化により、最近3か月のうちいずれか1か月の売上高又は収益性が、その前の月又は前年同月に比べ5%（収益性の場合は5ポイント、以下同様）以上減少していること。
- （イ） 災害の影響を受け、災害発生後2か月のうち1か月の売上高又は収益性が、その前の月又は前年同月に比べ5%以上減少していること。
- （ウ） 最近3か月のうちいずれか1か月の売上高又は収益性が、前年同月に比べ15%以上減少
- ※（イ）の場合は運転資金のみのあつせんとなる。

(2) 貸付条件

貸付限度額 ※1	設備資金 6,000万円 運転資金 8,000万円
貸付利率	年1.9%
	前記(1)貸付対象者ウの場合 年1.6%
貸付期間 ※2	設備資金 10年以内（うち据置1年以内） 運転資金 7年以内（うち据置1年以内） うち借換 10年以内（うち据置2年以内）
担保	必要に応じて徴する
保証人	必要となる場合がある。ただし、原則として法人代表者以外不要
返済方法	元金均等による月賦返済
その他	県制度融資の保証料補給のある資金に限り借換が可能

※1 経営安定対策と特別経営安定対策との合計による限度額

※2 貸付期間は1年超とすること

(3) 申込書類

ア 共通提出書類
① 融資あっせん申込書（様式第1号） ② 経営向上計画書（様式第14号） ※ 前記(1)貸付対象者 ウの場合、②は不要 ③ 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの（決算後6か月以上が経過している場合は、直近の試算表又は売上の推移が確認できる書類も必要） ④ 長野県県税のすべて及び市町村の定める税目に係る納税証明書（未納のないことを示す証明書） ⑤ 許可証等の写し（許可等を有する業種に限る。許可証等は、許可等の種類ごとに、代表的な事業所分をつけること。特定の店舗に係る資金使途の場合は、当該店舗分の写しも必要となる） ⑥ 金融機関、保証協会等、市町村又は県が必要とする書類
イ 前記(1)貸付対象者 ア（セーフティネット保証1～4号又は6号）又は前記(1)貸付対象者 ウのうち、危機関連保証を利用する場合
⑦ 市町村長の発行する特定中小企業者又は特例中小企業者の認定書（写し可）
ウ 前記(1)貸付対象者 イ（連鎖倒産防止）の場合
⑧ 倒産企業との取引状況及び回収困難債権額を確認できる書類の写し
エ 前記(1)貸付対象者 エ（経済変動等）の場合
⑨ 売上げ台帳等、要件に該当することを確認できる書類の写し
オ 設備資金の場合
⑩ 設計設備計画図及び見積書並びにカタログ等（写し可） ⑪ 建築確認済証の写し（建築確認が必要な工事を行う場合に限る） ⑫ 不動産売買契約書案等（不動産を対象とする場合に限る） ⑬ 事業所以外の場所に設置する設備にあつては、設置場所の略図
カ 提出部数
4部（なお、③、④は市町村及び県あて2部。⑥は各機関の定めるところによる）

※ 保証協会等に対して、この他に提出が必要な書類は別表のとおり

(4) 融資手続き

「融資手続き（あっせん経路）一覧」の（2）に該当。

(5) その他のポイント

ア 資金使途

借入金を借換えるための資金も運転資金として認めるが、その場合は、次のすべての条件を満たすこと。

- (ア) 長野県中小企業融資保証料補給金交付要綱（平成15年3月31日付14産振第608号）に基づく保証料補給金が交付されている県の制度融資又は長野県新型コロナウイルス感染症対応資金に限り借換が可能であること。
- (イ) 同一金融機関での借換であること。
- (ウ) 借換対象となる従前の借入金について経営安定関連保証等のいわゆる「別枠保証」は、借換に際しても別枠保証を利用することを原則とし、中小企業者の個別の事情を適切に勘案すること。

- (エ) 借換対象となる従前の借入金について担保を徴している場合は、借換に際して原則として担保を徴すること。
- (オ) 借換により従前の借入金を一括返済すること。
- (カ) 融資あっせん申込書（様式第1号）に、資金使途が借換である旨、及び別紙チェックリストに借換対象となる従前の借入金の名称、資金申込年月日及び借入残高等を明記すること。なお、申込書の欄に記載しきれない場合は、別紙に記載の上、申込書に添付すること。
- (キ) 責任共有制度対象の保証を責任共有制度対象外の保証に借り換えることはできないこと。

イ 資金使途

信用保険法第2条第5項第1号（セーフティネット保証1号）に該当する認定企業又は前記(1)貸付対象者イに該当する者（関連倒産）の設備資金については、当該倒産に関連したものに限る。

ウ その他

- (ア) 経営向上計画書（様式第14号）は、現状の問題点・課題を解消し、売上高若しくは収益性を今期よりも向上させるための具体的な計画となっていること。
- (イ) 信用保険法の経営安定関連保証の対象となる資金については、極力当該保証を利用させること。
- (ウ) 前記(1)貸付対象者エ（経済変動等）の「最近3か月」については、直近3か月の中で最新の書類（試算表等）が作成されている月及び、その前の2か月分の売上高又は収益性にて比較を行うこと。